	010	―――くん製したもの	KG		0306.26		――コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）		
	090	―――その他のもの	KG						
0306.92		――ロブスター（ホマルス属のもの）				100	―――くん製したもの		KG
	010	―――くん製したもの	KG			900	―――その他のもの		KG
	090	―――その他のもの	KG		0306.27		――その他のシュリンプ及びプローン		
0306.93		――かに				100	―――くん製したもの		KG
	010	―――くん製したもの	KG			900	―――その他のもの		KG
	090	―――その他のもの	KG		0306.29		――その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）		
0306.94		――ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）				100	―――くん製したもの		KG
	010	―――くん製したもの	KG			900	―――その他のもの		KG
	090	―――その他のもの	KG						
0306.95		――シュリンプ及びプローン							
	010	―――くん製したもの	KG						
	090	―――その他のもの	KG						
0306.99		――その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）							
	010	―――くん製したもの	KG						
	090	―――その他のもの	KG						
03.07		軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）			03.07		軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		
		―かき					―かき		
0307.11		［略］			0307.11		［同左］		
0307.12	000	――冷凍したもの	KG				［新規］		
0307.19		［略］			0307.19		［同左］		
		―スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）					―スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）		
0307.21		［略］			0307.21		［同左］		
0307.22	000	――冷凍したもの	KG				［新規］		
0307.29		［略］			0307.29		［同左］		
		―い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）					―い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）		
0307.31		［略］			0307.31		［同左］		
0307.32	000	――冷凍したもの	KG				［新規］		
0307.39		［略］			0307.39		［同左］		
		―いか					―いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの）		
0307.42	000	――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG		0307.41	000	――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		KG
0307.43	000	――冷凍したもの	KG				［新規］		
0307.49		――その他のもの			0307.49		――その他のもの		
		［削除］				100	―――冷凍したもの		KG